

船橋市告示第 7 4 0 号

船橋市市税条例（昭和 2 9 年船橋市条例第 3 0 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年船橋市告示第 6 7 号において別途船橋市告示で定めるところとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 0 月 3 1 日とする。

令和 7 年 9 月 3 0 日

船 橋 市 長 松 戸 徹

都道府県名	地域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町